

—— (納税者番号制度) ——

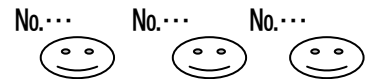
★ News 『社会保障と税の共通番号制度』とは？

政府は、2月8日「社会保障と税の共通番号制度」に関する検討会の初会合（会長：菅副総理・財務相）を開き、来年の国会にも法案を提出する方針です。

自公政権下での平成 21 年度税制改正附則にも「納税者番号制度」の導入準備が記されていますが、政権交代により、「給付つき税額控除」や「最低保障年金」に不可欠な制度として「社会保障給付と納税の双方に利用できる番号制度」の導入が急がれており、名称も「社会保障と税の共通番号制度」としました。所得の把握や個人情報保護などの視点からも、議論を呼ぶこととなります。

■ 納税者番号制度の目的

国が、個人・法人すべての納税者に番号を付け、正確な所得を把握。同時に個人の世帯構成等を把握することによって、社会保障制度の適正な運用を図る。



既存の①住民票コード、②基礎年金番号では正確な所得を把握できないため、①②及び③新しい番号の3案を基に、一元化した番号制度を導入する方針。

■ 既存の個人付番制度

- ① 住民票コード … 『住民基本台帳法』  
・市区町村の住民基本台帳（対象＝居住者）
- ② 基礎年金番号 … 『国民年金法』  
・国民年金、厚生年金等、全年金制度共通番号（対象＝公的年金加入者）  
・年金手帳に、番号が記載されている。

※税務面で運用するうえでの各法の問題点

※ 給与・年金の支払者、金融機関等が番号告知を求めるとを禁止。  
※ 住基カードに番号の記載がない。

※ 年金制度未加入者の記載がない。  
※ 年金事業者以外、番号の告知を求めるとを禁止。

■ 番号制度→所得把握のイメージ

納税者は、取引の相手方（給与・年金の支払者、金融機関等）に番号を告知  
 取引の相手方は、税務当局に資料情報（番号記載）を提供  
 納税者の申告・納税（番号記載） → 税務当局は、資料情報と申告・納税を突合する。

■ 主要国の納税者番号制度 ( ) 内は適用業務

- ① 「税務番号」  
イタリア（税務・住民登録・選挙・兵役）・ドイツ（税務）・オーストラリア（税務・所得保障）
  - ② 「社会保障番号」を活用  
イギリス（税務・社保・年金）・アメリカ（税務・社保・年金・選挙）・カナダ（税務・失業保険・年金）
  - ③ 「住民登録番号」を活用  
スウェーデン・デンマーク・韓国・ルウエー・シンガポール・オランダ（税務・社保・住民登録・選挙・兵役・教育など）
- ※ フランスには、納税者番号制度はない。

★ 平成 21 年分所得税の確定申告期です。【平成 22 年 2 月 16 日～3 月 15 日】  
 個人事業主の方、給与所得者でも 2 ヶ所給与や他の所得のある人で、確定申告の必要のある方は、早めに、ご準備・ご相談下さい。

〒462-0844 名古屋市北区清水 2-19-9  
 田中会計事務所 税理士 田中育雄  
 TEL052-915-8902 FAX 052-911-8259  
<http://www.tanaka-kaikai.co.jp/>